

付随的事業規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>付随的事業規則</p> <p>(商品化における肖像等の使用)</p> <p>第6条 本協会は、包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化において無償で使用することができる。</p> <p>2 前項の包括的使用とは、次のいずれかの使用形態をいう。</p> <p>(1) 個々の画面又は物等に複数 (原則として <u>6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上</u>) の選手等の肖像等を使用する場合</p> <p>(2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数 (原則として <u>6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上</u>) の選手等の肖像等を使用する場合</p> <p>(肖像等の使用)</p> <p>第9条 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されること及び当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。</p> <p>2 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。</p> <p>3 本協会は、次の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を、第三者に許諾することができる。</p> <p>(1) 個々の画面又は物等に複数 (原則として <u>6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上</u>) の選手等の肖像等を使用する場合</p> <p>(2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数 (原則とし</p>	<p>付随的的事业規則</p> <p>(商品化における肖像等の使用)</p> <p>第6条 本協会は、包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化において無償で使用することができる。</p> <p>2 前項の包括的使用とは、次のいずれかの使用形態をいう。</p> <p>(1) 個々の画面又は物等に複数 (原則として <u>3名以上</u>) の選手等の肖像等を使用する場合</p> <p>(2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数 (原則として <u>3名以上</u>) の選手等の肖像等を使用する場合</p> <p>(肖像等の使用)</p> <p>第9条 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されること及び当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。</p> <p>2 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。</p> <p>3 本協会は、次の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を、第三者に許諾することができる。</p> <p>(1) 個々の画面又は物等に複数 (原則として <u>3名以上</u>) の選手等の肖像等を使用する場合</p> <p>(2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数 (原則とし</p>	

て6名以上、ただしフットサル及びビーチサッカーは原則として5名以上の選手等の肖像等を使用する場合

[改正]

2020年10月22日

て3名以上の選手等の肖像等を使用する場合

[改正]

2020年10月22日

2022年12月15日